

**引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

1,356,602 千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費

20,689,016 千円

(単位:千円)

施策区分	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	社会福祉事業	83,555	763		36,216	46,576
	高齢者福祉事業	262,136	4,848	7,700	22,816	226,772
	障害者福祉事業	3,102,085	2,120,179		32,506	949,400
	児童福祉事業	1,750,264	776,604		25,094	948,566
	保育所事業	317,662	7,220		100,193	210,249
	児童措置費	6,047,639	3,585,997	14,900	196,610	2,250,132
	生活保護扶助事業	1,594,741	1,195,344		15,001	384,396
	災害復興支援事業	703	89			614
小計	13,158,785	7,691,044	22,600	428,436	5,016,705	
社会保険	国民健康保険事業	758,509	417,566			340,943
	介護保険事業	1,960,169	102,114			1,858,055
	後期高齢者医療事業	1,910,242	305,183		80,137	1,524,922
	小計	4,628,920	824,863	0	80,137	3,723,920
保健衛生	保健衛生事業	27,684	1,928		7,311	18,445
	母子保健給付事業	113,960	7,427		1,385	105,148
	救急医療対策事業	41,579			475	41,104
	保健センター事業	70,616			6,331	64,285
	病院事業	1,485,000			761	1,484,239
	地域医療・医師確保対策事業	30,800			10,800	20,000
	疾病予防対策事業	962,089	661,830			300,259
	保健活動事業	169,583	9,735		18,786	141,062
	小計	2,901,311	680,920	0	45,849	2,174,542
合計	20,689,016	9,196,827	22,600	554,422	10,915,167	
一般財源のうち社会保障財源化分					1,356,602	

※1 社会保障4経費とは、消費税法第1条第2項に規定する経費で、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のこと。

※2 上記経費は、事務費や事務職員の人件費を除いたもの。